

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪府中央区農人橋1-4-31 Tel:06-946-8011

編集発行人: 税理士 三輪 厚二 Fax:06-946-8727

還付申告には時効がある

Q: 去年、医療費がかさみましたが医療費控除を受ける還付申告をするのを忘れていました。まだ間に合いますか。私は給与所得しかないサラリーマンです。

A: 還付申告は、通則法第74条により請求をできる日から5年間に限られています。還付申告といえば、年の中途で退職し年末調整を受けなかった場合や、医療費控除や住宅取得等特別控除などが考えられますが、時効が来ると還付金がもらえなくなりますので注意が必要です。

ご質問の場合、平成5年分の還付申告ができるのは、平成6年1月1日となり、以後5年間に還付申告を行えば税金は戻ってきます。

一方、平成元年分の還付申告は今年12月31日で期限切れとなります。

もう一つ、注意が必要なのは、一度申告書を提出した人の場合です。例えば、一度還付申告を行ったが、一部医療費控除等を忘れていたというケースなど。

このような場合は、確定申告の提出期限から1年以内に限り、更正の請求をすることが認められています。平成5年分の還付金なら、平成6年3月16日から平成7年3月15日までの間に更正の請求をすれば税金が戻ってきます。

このように一度申告した人とそうでない人では還付請求できる期間が異なりますので気をつけてください。

